水道用膜モジュール性能調査(省令改正に伴う追加申請)のご案内

一般社団法人膜分離技術振興協会 膜浄水委員会 委員長 鮫島 正一

水道用膜モジュール性能調査規定集(第六版改1)は、平成23年4月施行の「水道施設の技術的基準に関する省令」の改正等に準じた内容になっておりますが、平成26年4月から亜硝酸態窒素が水道水質基準項目に追加され、上記省令も改正されました。そのために最新の省令改正に準じるよう、膜協会では追加申請を受け付けます。追加申請を依頼する方々向けに標準の書式を作成しましたのでご使用下さい。申請の際には、以下の内容に十分にご注意をお願いします。

追加申請の受付期間は、平成26年6月17日から平成27年3月末日とさせて頂きます。それ以降の申請につきましては、省令改正が行われることを鑑みて、平成27年3月上旬頃に再度ご案内致します。

水道用膜モジュール性能調査規定集の第七版の改訂作業を進めており、近日公開する予定です。性能調査 に係る主な変更内容は、次の通りです。

- ・細菌除去試験方法: JIS K 3823:2012に準じる。試験菌JCM2428の追加。
- ・材質に関する試験(浸出試験): 亜硝酸態窒素(基準値0.004 mg/L以下であること)が追加。接触面積を公称膜面積とした。

今回の追加申請では、第七版として認定する予定です。なお、本通知の発行までに亜硝酸態窒素を含む浸出試験データを提出し、水道用膜モジュール性能調査委員会が第七版に準拠している試験を実施したと認めた場合には、同様に第七版として認定します。

<審査料金(改定)>

- 1. 水道用膜モジュール性能調査規定集<u>第六版改1の認定を有する</u>場合の料金 ¥20,000/社で、同時に2件以上の申請は追加毎に¥3,000/件の追加審査料を頂戴いたします。 (会員、非会員とも)
- 2. 水道用膜モジュール性能調査規定集<u>第六版の認定を有する</u>場合の料金 ¥40,000/社で、同時に2件以上の申請は追加毎に¥6,000/件の追加審査料を頂戴いたします。 (会員、非会員とも)
- 3. 水道用膜モジュール性能調査規定集<mark>第五版改以前の認定を有する場合</mark> 新規申請扱いとなり、追加申請用の標準の書式は使用できませんので、新規申請でお願いいたしま す。(会員、非会員とも)
- ※認定証発行料は別途必要です。
- ※追加申請が2回の水道用膜モジュール性能調査委員会で審議された場合、2回目の審査料金で¥20,000 /社(又は¥40,000/社)は免除となります。

<追加申請に当たっての注意点(申請書類について)>

①申請書、添付書類(1)

1部 (PDF)

②添付種類(2)

1部(Word ファイル、PDF は受付不可)

③新たに浸出試験を行う場合は、必ず試料採取の際の写真を添付のこと。過去の浸出試験結果を使用する場合においては、写真撮影は不要。

認定に必要な要綱		追加申請	追加申請	変更申請	新規申請	変更点
取得済み認定	第五版改以前	×	×	_	0	平成 21 年以前省令
	第六版	×	0	_	_	平成 22 年省令
	第六版改1	0	_	_	_	平成 23 年省令
最新版認定	第七版	_	_	_	_	平成 26 年省令
試験項目		浸出試験のみ (亜硝酸態窒素)	浸出試験のみ (トリクロロエチレ ン、亜硝酸態窒素)	軽微な変更	全項目	
費用		①	2	3	4	下記参照
書式		簡易フォーマット使用(会員・非会員)		規定集フォーマット使用		

費用①:2万円/社+3千円/1件追加当たり(会員・非会員とも)費用②:4万円/社+6千円/1件追加当たり(会員・非会員とも)

費用③:10万円/件(会員)、20万円/件(非会員)

費用④:審査料として、10万円/件(会員)、20万円/件(非会員) 認定料として、20万円/件(会員)、40万円/件(非会員)

<問合せ先>

〒103-0004

東京都中央区東日本橋三丁目 12番 11号 東日本橋 TS ビル 2階

一般社団法人膜分離技術振興協会

TEL 03 (6712) 0191 FAX 03 (6712) 0192

e-mail <u>info@amst.gr.jp</u>

(営業時間:火、木 10:00~17:00 昼休み13:00~14:00 ただし、祝祭日は除く)